

帯広市自転車活用推進計画策定検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条の規定に基づき、帯広市自転車活用推進計画の策定に関し、必要な事項について協議するため、帯広市自転車活用推進計画策定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 帯広市自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員の20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (2) 自転車に関連する分野の関係者のうちから市長が任命する者
- (3) 関係行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 市長が部内の職員のうちから指名する者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が任命する者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は指名を受けた日から計画の策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、帯広市経済部参事とし、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、帯広市経済部観光交流室観光交流課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画の策定が完了した日に、その効力を失う。